

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道天塩郡天塩町

3 地域再生計画の区域

北海道天塩郡天塩町の全域

4 地域再生計画の目標

天塩町の歴史は 1880 年（明治 13 年）、天塩、中川、上川 3 郡を管轄する戸長役場が天塩村に設置されたことからはじまり、1895 年（明治 28 年）には市街地が誕生、明治 30 年代後半から団体移住が活発に行われるようになり木材業を中心に発展し、1915 年（大正 4 年）に 2 級町村制施行による天塩村が誕生した。そして 1924 年（大正 13 年）には 1 級町村制施行にともない天塩町へと昇格している。林産業の衰退が見え始めた大正中期、農牧混同農業の導入がはじまり酪農業への転換が進められ、昭和 40 年代には全農家の 9 割以上が乳牛を飼養するなど現在における町の基幹産業へと発展した。

戦後、未開拓地の多かった本町には多くの入植者の受け入れ等により人口が急増、昭和 30 年代前半には 1 万人を超えるとともに、高度経済成長の流れにより、農業基盤整備をはじめ道路交通網、社会公共施設、文教施設などの整備が進み生活環境が向上した。しかし、離農者の増加、国鉄合理化に伴う羽幌線の廃止、その他社会・経済情勢の変化により人口流出に拍車がかかり、1957 年（昭和 32 年）のピーク時（10,198 人）から比べ現在は約 1／3 の人口となっている。住民基本台帳では 2021 年（令和 3 年）8 月 31 日時点において 2,910 人となっている。さらに、国立社会保障人口問題研究所の人口推計によると、2045 年には天塩町の人口は 1,396 人まで減少するとされ、将来的な人口減少と少子高齢化は依然深刻な状況であることがうかがえる。

年齢3区分別の人口推移をみると、2002年（平成14年）から2021年（令和3年）にかけて、年少人口は554人から303人、生産年齢人口は2,634人から1,525人に減少する一方、老人人口は1,022人から1,103人に増加しており、少子高齢化が進んでいる。

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いている。2020年（令和2年）において、出生数11人、死亡数31人と、▲20人の自然減となっている。また、合計特殊出生率は、2020年（令和2年）には1.01となっており、国のは1.34、北海道の1.21と比較して低く、年々少子化が進行している。

社会動態をみると、いずれの年度でも転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いている。2020年（令和2年）において、転入数145人、転出数164人と、▲19人の社会減となっている。

このまま人口減少が加速すると、労働力不足、地域における各種サービスの維持困難、地域経済の縮小等といった課題が生じる恐れがある。

これらの課題に対応するため、平成27年度から推進している「天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策とその評価結果を踏まえ、本計画において、以下の基本目標を掲げ、本町及び民間企業、関係団体、住民と総力を結集しながら天塩町における地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

- 【基本目標1】 若者が希望をもてる未来を創ること
- 【基本目標2】 産業の活力・地域資源の循環を創ること
- 【基本目標3】 誰もが楽しみ活躍できる地域を創ること
- 【基本目標4】 地域のにぎわい・ひとの流れを創ること

【数値目標】

| 5-2の ①に掲げ る事業 | KPI | 現状値 (計画開始時点) | 目標値 (2024年度) | 達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標 |
|---------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| ア | 合計特殊出生率 | 1.01 | 1.81 | 基本目標1 |
| | 婚姻件数 | 8件 | 12件 | |
| イ | 生乳生産量 | 36,766t | 40,000t | 基本目標2 |
| | しじみ資源量 | 185t | 200t | |

| | | | | |
|---|-----------------------------|-------------|-------------|-------|
| | 課税対象所得 | 4,548,279千円 | 4,780,000千円 | |
| ウ | 住みやすさ満足度 | 52% | 60% | 基本目標3 |
| エ | 交流人口（観光施設等利用者数） | 297,011人 | 180,000人 | 基本目標4 |
| | 関係人口（協力隊数+SNS登録者数+ふるさと納税件数） | 4,236人 | 3,620人 | |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア 若者が希望をもてる未来を創る事業

イ 産業の活力・地域資源の循環を創る事業

ウ 誰もが楽しみ活躍できる地域を創る事業

エ 地域のにぎわい・ひとの流れを創る事業

② 事業の内容

ア 若者が希望をもてる未来を創る事業

若年層や異業種間での交流事業や、新婚家庭への支援を実施し、異性との出会いの機会の創出と婚姻を機とした町外流出の抑制を図り、婚姻数と女性人口の増加を目指します。

不妊治療や妊婦健康診査に対する経済的支援や子育て支援アプリケーションや相談支援を充実させ、子どもを望む家庭や子育て家庭の心的・経済

的負担の軽減を図り、誰もが希望通りの人数の子どもを持つての子育て環境づくりを目指します。

各学校における通信インフラの整備やICTを活用した教育・スポーツの地域格差の是正、大学生や社会人、異文化との交流事業を実施し、未来を見据えた教育環境の充実と高校の魅力化を目指します。

【具体的な事業】

婚活イベントの開催、子育て世帯の相談窓口の充実や学習サポート支援の実施等

イ 産業の活力・地域資源の循環を創る事業

酪農経営の法人化支援や新規就農及び後継者対策の充実を図りながら、省力・高生産な経営体制の構築を促進し、持続可能な強い農業の確立を目指します。

覆砂事業の効果確認と維持・保全に関わるモニタリング調査や、漁業の近代化を推進することで漁業生産基盤の整備を図り、資源の継続的な確保と安定的な漁業経営の確立を目指します。

町内での起業支援や町外からの企業誘致を促進することで雇用の場を創出し、生産年齢人口の流出を抑制するとともに、キャッシュレスの導入や官民統一ポイントの活用、加工場の整備など地域内の経済循環の促進を図ることで、地域の活力の創出と商工業の活性化を目指します。

【具体的な事業】

後継者対策の推進、覆砂事業の継続や企業セミナーの開催等

ウ 誰もが楽しみ活躍できる地域を創る事業

相乗り交通の推進や地域の人材とニーズのマッチング体制を構築、クラウドソーシングやコワーキングスペースの活用を促進することで、シェアリングエコノミーの一層の浸透を図り、住民の相互扶助による地域コミュニティの活性化を目指します。

公共交通体系の見直しと地域包括ケアシステムを構築し、高齢者の生活

交通の確保や生活支援の充実を図り、住み慣れた地域で自分らしい生活ができる地域全体での見守り体制の構築を目指します。

空き家・空き地の利活用促進や空き住宅情報の発信体制を整備することで、転入者への住宅ニーズのマッチング在住者への住宅建設の促進を図り、住環境改善と移住の促進による地域コミュニティの活性化を目指します。

【具体的な事業】

人材マッチングサービスの実施、ICTを活用したシステム導入や空き家・空き地バンクの創設等

エ 地域のにぎわい・ひとの流れを創る事業

既設老朽化施設の機能を複合化し、多世代・多文化が交流できるコミュニティ施設を整備することで、効率的・効果的な施設管理と地域コミュニティの活性化を図り、町の中心的複合拠点として地域のにぎわい・ひとの流れの創出を目指します。

地域おこし協力隊やインフルエンサーなど外部人材やSNSを積極的に活用することで、町の魅力の掘り起こしや交流人口・関係人口の増加促進を図り、天塩町への活発なひとの流れの構築を目指します。

地域や施設などソフト・ハード両面でのグローバル化を推進することで、インバウンドやグローバル人材育成の促進を図り、地域における多文化共生の浸透と地域の一層の活性化を目指します。

【具体的な事業】

ひと・まち交流施設の整備、インフルエンサーの活用やグローバル人材の育成等

※ なお、詳細は第2期天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

40,000 千円（2021 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 10 月頃、天塩町地方創生評価委員会において施策の効果や基本目標及び重要業績評価指標（KPI）の達成度の検証を行い、その検証結果を受け、必要に応じて事業内容を見直す。検証後、検証結果を天塩町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで